評議員、理事、監事の改選手続きの概要

A. 【事前作業】候補者のリストアップ、適格性の確認等

○ 候補者が、評議員、理事及び監事の「欠格事項等」に該当していないか、履歴書、誓 約書等で確認します。

前任者が引き続き選任される予定であっても、履歴書、誓約書等を徴してください。

- 評議員は下記の者でなければなりません。
 - ・ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者
- 理事には下記の者を全て含まなければなりません。
 - ・ 社会福祉事業の経営に識見を有する者
 - ・ 法人の事業区域における福祉の実情に通じている者
 - ・ 施設の管理者 (施設 (保育所、就労継続支援事業所等を含む) を設置している場合。なお、全ての施設管理者を含める必要はありません。)
- 監事には下記の者を全て含まなければなりません。
 - ・ 財務管理に識見を有する者
 - ・ 社会福祉事業に識見を有する者



理事会招集通知 (招集日と開催日の間に中7日以上あけてください)



B. 理事会①

理事会①では、「評議員選任(解任)委員会に推薦する評議員の候補者」及び 「評議員会に提出する理事及び監事の候補者」を決定します。

- 出席理事の過半数の賛成で、次期評議員、理事及び監事の**候補者**を決定します。 (理事会で評議員、理事及び監事を選任することはできません。)
- 評議員候補が「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」であることや、 理事、監事候補に各々含まなければならない者を含んでいることを説明します。
- 次期監事の選任議案を評議員会に提出するために、現任監事の過半数から、同意書を 徴することや、理事会席上で同意してもらうこと等により同意を得てください。
- 評議員会の招集について決議します。(日時、場所、議題、議案)
- なお、この時点では、次期役員が評議員会で確定していないので、次頁「E. 理事会 ②」の正式な招集通知を発出することはできません。

(役員選任の評議員会終結後に、招集通知省略の手続きを行うこととなります。)









評議員会招集通知 (招集日と開催日の間に 中7日以上あけてください)

※ なお、定時評議員会で役員選任を行 う場合は、決算関係書類を事業所に 備え置く日と評議員会の開催日の間 に中14日以上あけてください。 ○ 出席委員の過半数の賛成で、次期評議員を 選任します。

定款で定めた数の外部委員の賛成が必要です。

- ※「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を 有する者」であることを説明してください。
- ※ 下記「D. (定時) 評議員会」と同日に開催することもできます。

次期評議員選任手続完了

- 次期評議員より就任承諾書を徴し、就任の意思 を確認します。
- ※ 承諾書は、定時評議員会の日までに徴します。 記載する就任日は定時評議員会の日とします。

D. (定時) 評議員会

(Cで選任された次期評議員ではなく、現評議員で開催)

- 出席評議員の過半数の賛成で、次期理事及び次期監事を選任します。
- 国が示した定款例では、候補者1名ごとに選任決議をすることとされています。
- 理事、監事に含まなければならない者があることを説明します。

次期理事、監事選任手続完了



次期理事及び監事より就任承諾書を徴し、 就任の意思を確認します。

※ 承諾書を徴する日や記載する就任日は、 上記、評議員の場合と同様です。

E. 理事会②

速やかに、次期理事長を選定する理事会を開催します。 (定時評議員会の終了で前役員の任期が終了するため、同日が望ましいです。) 「B. 理事会①」で述べたように、この招集通知は事前に正式発出できません。 よって「招集手続きの省略」により開催することとなります。 (招集通知から開催日までに必要な期間(中7日)を確保できないため。)

- 招集手続きの省略にあたっては、理事、監事の任期が開始した後に、その全員(欠席者含む)から、同意書を徴すること等により同意を得てください。
- 出席理事の過半数の賛成で、次期理事長を選定します。

理事長選定手続完了



選定した理事長より就任承諾書を徴し、就任 の意思を確認します。 (議事録に承諾した旨を 記載する方法でも可能です。)

F. 法人登記の変更

○ 理事長選定理事会の日から2週間以内に、法務局に理事長変更の登記申請をします。